平成２４年（フ）第７８号
鹿児島県霧島市国分中央６丁目22番67号
債務者　宮永由香里
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
鹿児島県出水市下大川内897番地５
債務者　二宮　英輝
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第９０号
鹿児島県出水市西出水町545番地１　Ｅｓｔｉｕｍ西出水201号、前住所滋賀県犬上郡多賀町大字多賀417番地
債務者　山本　志保（旧姓北村）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
青森県弘前市大字青山４丁目20番地２　メゾン・ド・ピロロ館Ｈ号
債務者　平川　真司
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１３８号
青森県弘前市大字大富町５番地11
債務者　島田　重雄
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２４８号
盛岡市本宮４丁目８番20号　スカイハイツ本宮101号
債務者　山本秀太郎
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第２５７号
盛岡市青山２丁目10番２―401号
債務者　久保加代子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１７３号
神戸市西区竜が岡５丁目18―６パークサイド103、住民票上の住所神戸市長田区菅原通５丁目60番地グレイスハイツ御蔵菅原502号
債務者　八瀬　政弘
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
兵庫県明石市大久保町西島145番地の１　ベガハイム103号
債務者　朝倉　　潤
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
兵庫県明石市材木町11番19号　ハイツ宗田101号
債務者　濵野　秀樹
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１６号
兵庫県明石市藤江2031番地　プレステージ西明石Ⅲ―502号
債務者　飯塚　　滋
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２１７号
兵庫県明石市魚住町西岡1947番地の６　パル明石魚住703号
債務者　朝日ちどり（旧姓礒邉）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第３９８号
大分市大字葛木430番地の１　サンスカイＫ202
債務者　安村　由枝
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６２６号
千葉県柏市北柏３丁目３番地の１　ヤマサイビル401号
債務者　鍋嶋　通弘
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５９５号
北九州市八幡西区則松５丁目17番６―102号
債務者　古畑　和也
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１６５５号
愛知県東海市高横須賀町栗ノ木53番地の１
債務者　村瀬　秀章
1　決定年月日時　平成24年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３９号
青森県下北郡東通村大字蒲野沢字村中20番地３
債務者　石田　明子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係